

# 一般社団法人関東自動車無線協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人関東自動車無線協会（以下「本協会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、総会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本協会は、一般乗用旅客自動車無線（一般乗用旅客自動車の運行に使用する無線をいう。以下「自動車無線」という。）の社会的ニーズに対応して能率的な利用と健全な発達を促進し、運送効率の向上と無線通信に関する秩序の確立に資するとともに、会員相互の友好と公衆の利便の向上を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 自動車無線及びこれを使用する一般乗用旅客自動車運送事業における技術、経営等の改善及び合理化を図るための調査、研究並びにこれらに関する会員の指導

二 電波法、道路運送法その他自動車無線及びこれを使用する一般乗用旅客自動車運送事業に関する知識の普及及び啓発

三 自動車無線に関する関係行政機関及び関係団体との連絡調整及び協力並びに建議、請願等の処理

四 会員相互の友好増進のための事業

五 その他本協会の事業達成のために必要な事業

2 前項の事業は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県において行うものとする。

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第5条 本協会の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 二 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

#### (会員名簿)

第6条 本協会は、会員名簿を作成する。

- 2 会員名簿の備置き及び閲覧等については、法人法第32条の規定による。

#### (入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 入会を認められた者に会員証を交付する。
- 3 団体たる会員にあっては、1名の指定代表者（団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

#### (除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- 二 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に違反した行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により、除名が議決されたとき、これを会長は当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- 二 総正会員が同意したとき
- 三 正会員が死亡し、又は解散したとき

(拠出金品の不返還)

第12条 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

#### 第4章 総 会

(種 別)

第13条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 定款の変更
- 四 理事及び監事の報酬等の額
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 通常総会は年1回5月に開催する。この通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 14 日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 議決権の行使に当っては、代理人による行使、書面による行使及び電磁的方法による行使ができる。

(決 議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の種類及び定数)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

理事 20名以上25名以内

監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。また、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監事の報告義務)

第26条 監事は、財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は理事会に報告しなければならない。

#### (役員の任期)

- 第 27 条 理事の任期は選任後 2 年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 監事の任期は選任後 2 年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第 28 条 理事及び監事は総会の議決によって解任することができる。この場合において、当該理事及び監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員の報酬)

- 第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の議決を経て報酬として支給することができる。

#### (名誉会長、顧問及び相談役)

- 第 30 条 本協会に、名誉会長、最高顧問、顧問及び相談役を置くことができる。これらの役職は無給とする。
- 2 名誉会長は、本協会会長経験者をもって充てる。最高顧問、顧問及び相談役は、理事会の同意を得て本協会に貢献ある者又は学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、最高顧問、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

### 第 6 章 理事会

#### (構 成)

- 第 31 条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事の代理は、これを認めない。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 業務執行の決定
- 二 理事会の職務の執行及び監督
- 三 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 一 会長が必要と認めたとき
  - 二 理事が会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって会長に理事会の開催を請求したとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。
- 4 前条第3項第2号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに當る。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該議案に異議を述べた場合を除く。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会

(委員会)

第38条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

3 委員会の委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

## 第8章 事務局

(事務局)

第39条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第9章 財産及び会計

(事業年度)

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の構成)

第41条 本協会の財産は、次に掲げるものを持って構成する。

- 一 会費
- 二 寄附金品
- 三 財産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

(財産の管理)

第42条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会が別途定める。

(経費の支弁)

第43条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第44条 本協会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金分配の禁止)

第47条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本協会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第50条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公 告

(公告の方法)

第51条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補 則

(細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事（会長）は、高野公秀、業務執行理事は、宮脇昭とする。